

## 戦後初期における恒藤恭の文化国家・文化都市論

広川 穎秀

### 要旨

恒藤恭（1888–1967）は、明治の第二世代に属する知識人である。恒藤は、法学者として戦時下に民主主義と平和主義の思想的立場を守りぬき、戦後は日本国憲法の理念を社会に定着させるため大きな役割を果たした。

恒藤が戦後、民主主義および平和主義の主張・活動を展開したことはよく知られている。本稿は、恒藤の戦後初期の文化問題に関する主張、具体的には戦後初期の恒藤の「文化国家」論、「文化都市」論などの内容を分析し、恒藤の「文化国家」論が恒藤の「民主国家」論および「平和国家」論とは異なる独自的内容をもつと同時に、「民主国家」論および「平和国家」論と深く結びついていたことを明らかにした。その結果、恒藤の戦後の民主主義的思想全体を把握するうえで重要な一定の手がかりが得られた。

また、恒藤の「文化国家」論は、日本国憲法、教育基本法に触発され、その「文化的生活」や「文化国家」の理念の現実社会への定着に資するため、理念の具体的、原理的把握をおこなったものであると同時に、大阪や京都の都市像への提言にみられるように、第二次世界大戦の被害と当面する都市問題への文化面からの方策提示という歴史的具体的性格をもつものであった。そこから恒藤の理想主義が、普遍的原理の提示にとどまらず、現実世界での理想の実現可能性を具体的に探究する理想主義でもあったということが確認できた。

以上の分析に当たっては、恒藤の戦後の著書、雑誌論文、新聞論説、講演レジュメなどの多くの新資料を用いた。その資料の多くは、大阪市立大学恒藤記念室所蔵の資料である。

キーワード：恒藤恭、文化国家、文化都市、民主国家、平和国家

### 1 はじめに

1888（明治21）年生まれの恒藤恭は、明治の第二世代に属する知識人である。恒藤は文学少年として青春時代を送ったが、第一高等学校時代に文学志望から法科志望に転換して京都法科大学に進んだ<sup>1)</sup>。その後法学者の道を歩んだ恒藤は、戦時下においても民主主義と平和主義の思想的立場を守りぬき、戦後は日本国憲法の

理念を社会に定着させるため大きな役割を果たした。

恒藤が戦後、民主主義および平和主義の主張を展開したことはよく知られている。本稿では、恒藤が戦後、文化の問題においてどのような主張を展開したか検討すること、具体的には戦後初期における恒藤の「文化国家」、「文化都市」などの主張において、文化の問題についてどのような見解が提示されたか分析することが課題

である。それによって、恒藤の戦後の民主主義的思想全体を把握するうえで欠かせない一定の手がかりが得られると考えられる。

## 2 問題の所在

敗戦後、新生日本の国家の理念、国家の目標として「民主国家」、「平和国家」とともに「文化国家」が掲げられた。恒藤は、「再建日本と教養の問題」という論考で、敗戦を境として「過度の国家主義的政治理想は力強く否定され、排撃されて、その代りに平和的文化国家の建設といふことが全国民のこぞって協力すべき使命たるものと認められ」たと述べ、さらに「平和国家」、「民主国家」および「文化国家」の三つの理念は、新日本建設の「国民的努力の指導理念たるにふさわしい理念」と述べている<sup>2)</sup>。

しかし恒藤は、「文化国家」という理念が「民主国家」という理念に比べると、「多くの人々は其がどのやうなものであるかといふことを問題とすることもしないで、謂ばそれを丸呑みにして受け容れた」状態だと指摘する<sup>3)</sup>。

戦後、文化国家の建設を国家的国民的課題として明示したのは、1947年3月31日に公布された教育基本法の前文である。すなわち、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」と述べ、高らかに民主的文化的国家の建設をうたっている。しかし、「民主的」をはずした「文化的国家」に限れば、恒藤が指摘するように「丸呑みにして受け容れた」状態にとどまる場合が多かったと思われる。

この時期の昭和天皇の勅語などで、「文化国家」という言葉はしばしば使われている。1946年11月3日、天皇は、日本国憲法公布の式典にあたり「朕は、国民と共に、全力をあげ、相携へて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するやうに努めたいと思ふ。」と述べた<sup>4)</sup>。天皇はまた、1947年6月に開かれた新憲法のもとでの第1回国会の開会式に出席し、「この危機〔経済危機—引用者〕を克服し、民主主義に基

づく平和国家・文化国家の建設に成功することを切に望む」と述べている<sup>5)</sup>。昭和天皇は戦中の軍国主義的独裁政治体制の最高責任者であった。その天皇が一転して「平和国家」、「文化国家」を説く変身ぶりは唐突であり、それらの言葉を空疎なものにする一要因ともなったと思われる。それは、「文化国家」が漠然と語られた当時の風潮的一面を象徴したといえよう。

恒藤がいうように、「文化国家」の理念はその意味内容が明確化され、「文化国家」実現の具体的方策が講じられなければならなかつた。

恒藤恭関係資料のなかに、「文化国家トハ何ゾヤ」という題の講演レジュメが残されている<sup>6)</sup>。1948年2月21日に、「阪大文化講座」でおこなった講演のレジュメである。主催者が大学か大学関係者かわからないが、恒藤がまさに「文化国家」とは何かという問題に答えようとした講演のレジュメである。恒藤の戦後初期の「文化国家」論を知るうえで格好の資料である。以下、このレジュメに沿って、恒藤の文化国家論に関する見解を検討したい。

恒藤はまず、「I 序説」で、「文化」や「文化国家」という語が流行している状態にふれ、「文化国家」論議の現実的意味とその問題点についてつぎのように述べている。

戦争ニヤブレ全ク武力ヲ失ッタ。今后ハ文化国家トシテ成長スル外ハナイトイフ考ヘ方——産業力ガ極度ニ縮小シタ故……トイフ考ヘ方。

他方デハ貧困窮乏ノドン底ニオチキッテヰル現在、文化国家ヲ問題ニスル事ハ贅沢ノ沙汰デアル、無意義デアルト主張スル人モアル——アル意味デハ正シイガ、他ノ意味デハ正シクナイ。

「文化国家トハ何ゾヤ」ノ問題、「コノ I d e a 1 ガ現在ノ我々ニトッティカナル意義ヲモツカノ問題」

恒藤は、「文化国家」の言葉が、敗戦による武力の喪失、産業力の弱体化のもとで、いわば消極的に国家理念として浮上した状況を指摘し、それさえ経済危機、経済的窮乏のもとで「贅沢」、「無意義」という否定的主張により押し流されかねない現状、要するに「文化国家」に第二義的意味しか認めない現状があることを指摘して

いる。そうであればこそ、恒藤は、日本国民にとっての「コノ I d e a l (理想)」の積極的意義を明確化することが重要だと考えた。恒藤は、憲法や教育基本法が掲げる「文化国家」の理念を、積極的に明確化しようとしたといってよい。

### 3 文化的本質について

恒藤は、I の最後に、「文化+国家=文化国家デハナイ」と記している。その説明は、講演全体によって与えられる。講演レジュメは、「II 国家ノ概念」、「III 文化ノ概念」、「IV 文化ト自然」、「V 文化ノ二種別」、「VI 『文化国家』ノ歴史的概念」、「VII 文化国家ノ特色」、「VIII 文化国家ノ本質」と続き、「国家」、「文化」、「文化国家」の順で論が進み、全体としてあるべき文化国家の理念が総括的に提示されている。

II では、State, Commonwealth, Nation, Society, Communityなどの言葉をあげて、「国家」という言葉が多様な意味内容をもつことを示し、さらにつぎのように書いている。

- 国家学ノ対象トシテノ国家（統治団体）
- 地方公共団体
- 国民社会（国民共同体）

恒藤は、国家という概念は、統治団体としての国家と国民共同体としての国家という二つの意味があると考えていた。両者の関係について、1946年2月に発行された雑誌の恒藤の論考「国家の何たるかに就て」は、「国民共同体としての国家は、統治団体としての国家を中心とし、国民社会を外周として成り立つ総合的、普遍的統一体である」と述べている<sup>7)</sup>。「文化国家」は、問題の性格からみて統治団体としての国家の問題にとどまることはできないはずである。

III, IV, Vは、文化の概念、文化に関連する諸問題に触れる内容である。この部分の前提には、恒藤の著書『知性の視野』の「III 文化的本質」がある<sup>8)</sup>。同論文は、文化の本質を社会集団との関係で把握する観点から、精神的文化と物質的文化の区別と統一、文化と集団との根本的関係などについて理論的考察をおこなったものである。その内容がこの講演内容に一部反映している。「文化的本質」論文の関連する内容

をみておく必要がある。

恒藤は、文化と「文化形象」の相違と関係の洞察が必要だという<sup>9)</sup>。「文化形象」とは、言語、芸術、学問、宗教、法律、政治組織、習俗、経済、技術等々である。恒藤は、精神的文化と物質的文化を峻別し、宗教、芸術、学問などの精神的文化に属する文化形象だけに文化の範囲を限定する見解を批判する。「精神的文化と物質的文化との分類を一応みとめることは、ある観点からしてはゆるされるとしても、両者のあいだに明確な本質的な差異を見出すことは不可能である<sup>10)</sup>。

恒藤によれば、文化形象は「文化」の構成要素ではあるが、直ちに「文化」となるのではない。「諸種の文化形象が一定の秩序にしたがって互ひに結合し、連関して、統一的・全体的構造をかたちづくるところにこそ文化は成立する」。諸文化形象を連関させ、構造化する根拠が説明されなければならない。恒藤は、「文化の本質に関する理解をすすめて行くためには、文化の構造的統一性と社会集団の統一性との間に緊密な関係が存する点に着眼することを要する」と主張する<sup>11)</sup>。恒藤は、文化は人間（個人および集団）の生活に対する連関を媒介することによってのみ文化としての有機的・具体的構造を保有しうると考える。

恒藤は、社会集団、とくに民族または国民の歴史的成長、とくにその画期的発展が、諸文化形象を新たに再編、構造化する歴史的主体的条件と考えている。「文化は単に個々の人間の生と連関して、彼の個人的教養の客観的基礎をかたちづくるに過ぎぬものではなく、社会集団とりわけ民族の生活と深く連関することによって、その特有の構造的統一性を保有し、真に文化としての存在性格をあらはすのである」と<sup>12)</sup>。しかし、民族は文化の基盤として重要ではあるが、けっして絶対的なものではない。恒藤は、「文化は、究極において、世界的または人類的社会をその地盤として予想するものと考えられる」と記している<sup>13)</sup>。

恒藤が、社会集団との関係で根本的に規定される文化のあり方を考慮しなければ、文化の本質は十分に把握できないとした指摘は、種々の文化論の位相を判断するため、今日でもなお意

味のある指摘だといえよう。

#### 4 文化国家

恒藤は、V以下では、「文化国家」について述べている。VIでは、「文化国家」は歴史的には「警察国家」、「法治国家」と区別して問題にされる場合もあったが、現在の日本で問題となっている「文化国家」はその意味ではないとしている。恒藤は、前述の憲法公布式典での天皇の勅語、憲法25条の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の条文をあげ、問題となっている「文化国家」論は国家の基本的性格にかかわる問題であることを強く示唆する。「典型的な文化国家——文化国家ラシイ国ノ場合ニ着眼シテ検討スペキデアラウ」と述べ、歴史上では19世紀後半から20世紀はじめころのフランスが「オソラク、ソノ適例トオモハレル」と指摘している。つまり、当時の「文化国家」論議の性格を、近代国民国家の中にそのモデルを求めるような、国家の基本的性格にかかわる問題とみたのである。

そのうえで、「VII 文化国家ノ特色」ではつぎのように記されている。

物質的及精神的文化ノ均衡、調和

各者ノ充実、豊満

叡智——知性

intelligence ノ浸透

主体的教養

文化ハ人間ノ生ヲ充実シ、豊カナラシメル  
人々ハソレニヨリ幸福トナリ生ヲタノシム

恒藤がここでいう「物質的文化」とは、政治・経済・法律・技術などをさし、「精神的文化」とは、前述のように宗教・芸術・学問などをさしている。恒藤は、前述の「文化の本質」論文と同じく、文化を狭義の文化すなわち精神的文化に限定せず、それと物質的文化とからなる全体とし、両者の均衡、調和が必要だとしている。恒藤は、戦後の経済復興も必要であるが、それは他の課題と統一的に推進される必要があると考えたのである。

「叡智——知性/intelligence ノ浸透/主体的教養」というのは、文化、とくに精神的文化

の核心的要素が浸透することによって個々人の生きた教養がかたちづくられるという意味であろう。恒藤は、前記の「再建日本と教養の問題」のなかで、「教養とは或人が一人の人間として且つ社会の一員として具有することの望ましい人格的諸能力を身につけるに至った主体的状態である」と規定している<sup>14)</sup>。恒藤が文化と教養の関連を重視するのは、社会集団との関係で文化を位置づける見地があるからである。恒藤は、「再建日本と教養の問題」のなかで、「文化国家」は「教養国家」でもあると述べている<sup>15)</sup>。ママ

この講演の、いわば結論部分にあたる「VII 文化国家ノ本質」はつぎのように書かれている。

(1) 超現実的世界ヨリハ現実的世界ヲ重ンズル

Humanism——近代的性格

教会中心カラ国家中心へ

(2) 多面的文化構造ノ有機的統一

a) 好戦主義、Militarism ノ否定

国防国家、武力国家ノ反対

b) 産業国家、商業主義ヘノ反対

c) 権力国家、官僚国家ヘノ反対

(1) で恒藤が言わんとすることは、人類史上のヒューマニズムの発展のうえで、西欧の近代国家が大きな歴史的役割を果たしたということである。この部分を理解するうえで、恒藤の1947年の論文「法律とヒューマニズム」のつぎのくだりが参考になる<sup>16)</sup>。

中世ヨーロッパ社会は、幾重にも人間を束縛していた社会であったのに反して、近代ヨーロッパ社会は、そのような束縛から人間を解放して、自由をあたえるに至った社会である。かような束縛の社会から自由の社会への発展は、根本において資本主義経済の成長によつてもたらされたのであり、専制君主を中心とする国家権力の増大が封建的政治機構の崩壊にみちびいたことが、そのような歴史的転換の前半の過程を促進した。次いで、市民階級が中心となって行われた民主主義的革命運動によって、専制君主の政治が打倒されたことは、そうした転換の後半の過程を展開せしめたのであり、ヒューマニズムの思想はそのさい革命運動に対し指導的諸原理を提供したのであった。

(2) は、第二次世界大戦（日本では十五年戦争）の歴史的経験と日本国憲法の諸原理をふまえ、日本が「文化国家」として満たすべき条件を提示したものと考えられる。当面する「多面的文化構造ノ有機的統一」である「文化国家」の理念は、「平和国家」および「民主国家」の理念と一体性のある理念として把握すべきだと考えられている。

「a) 好戦主義、Militarism ノ否定／国防國家、武力国家ノ反対」は、軍國主義日本の否定であり、「平和国家」の理念に対応する。「c) 権力国家、官僚国家ヘノ反対」は、「民主国家」の理念と結びつくといえよう。恒藤は、「再建日本の教養の問題」のなかで、「平和国家」、「民主国家」と「文化国家」の理念は、異なる観点から新日本の理想的性格を指示するものであるが、「根本においては同一の精神に立脚して同一の目標をかかげるもの」と述べている<sup>17)</sup>。そこから、恒藤の文化国家論は、平和的民主主義的文化国家論と規定することもできる。

「b) 産業国家、商業主義ヘノ反対」は、この講演の重要な論点にかかる言葉である。レジュメ全体のなかでこの言葉を理解すれば、恒藤が問題にしたのは、経済復興と文化発展を対立させ、経済復興に文化発展を従属させる考え方であった。恒藤が批判した「経済復興」あつての「文化国家」という考え方は、当時の支配的な考え方であり、その後も日本の支配的な考え方であったといえよう<sup>18)</sup>。

恒藤は経済復興に消極的見方をしたわけではない。恒藤は、「文化国家」を経済復興に従属させ、「文化国家」の内容を矮小化、単純化する皮相な見方に対し、積極的に平和的民主主義的文化国家論を提示することにより、その一面性を批判したのである。それは、つぎにみる大阪市の復興に関する発言にもあらわれた。

## 5 「大文化都市＝大阪」の提唱

恒藤は、1946年5月4日の『夕刊新大阪』に執筆した「新しき大阪市の建設目標」という一文で、戦後の大阪市のあり方について一つの提言をおこなっている。

恒藤はまず、一切の軍備を撤廃したことによる新生日本の「最も顕著なる特色」があるとみて、その立場から「世界平和の確立のために日本は貢献すべきである」と主張する。さらに、「從来わが国の文化的発展にとって至大の障礙をかたちづくってゐた軍隊ならびに軍備が徹底的に除却された」と指摘して、「新生日本は文化国家としての面目を十分に發揮することによって、世界文化の進展に対して寄与すべきである」と述べる。

恒藤は、近代日本の軍國主義が日本の文化的発展を妨げたとみた。しかし恒藤は、新生日本がめざす文化国家は、上にみたように、単純に西欧近代国家をモデルとするものではなく、戦争放棄の条件のもとで独自の歴史的性格を有する文化国家として構想されなければならないと考えた。

恒藤は、新日本の文化建設はすべての国民の任務だが、都市市民、とくに大都市市民の役割が大きく、大阪市の再建を構想するものは、そのような「根本的事態」の理解が必要だという。

大阪の再建が問題とされる場合に、大産業都市としての大坂の復興といふことに人々は関心を集中しがちであるが、そのやうな考へかたを以てしては、決して新生大阪市の理念を的確に把握することは出来ない。再建されるべき大阪は、一方では……新たなる構想と設計とともにとづいて大産業都市としての発足をなすべきであるが、他方では、旧日本における大阪が専ら大産業都市としての存在を誇りとしたのとは違つて、新日本における大阪は、大産業都市たるとともに、大文化都市たることを本領とするのでなければならぬ。

恒藤は、大阪は大産業都市かつ大文化都市という建設目標を持たなければならぬと提唱した。恒藤は、前述のように「物質的及精神的文化ノ均衡、調和」が必要だと考える立場から、産業に文化を従属させるのではなく、産業も文化の一環として位置づける観点に立つて大阪の復興をすすめることを提唱したのである。そしてまた、その文化は広い意味で平和的民主的文化でなければならなかつた<sup>19)</sup>。

恒藤は、大阪と京都を比較し、新しい文化都市建設の上では、大阪に比べ戦災が少なかつた

京都がかならずしも有利だとはいえないと言っている。「京都は、以前から典型的な文化都市として視られて来たのであるが、戦災を被らなかつた京都は、それだけに文化都市として從来もつていた特色に著しい変化をもたらすことは中々容易でない。この点について、大阪はまったく自由な立場において文化都市としての新しい出発を為し得る」というのである。ここに、戦後の文化都市のあるべき根本的性格に関する恒藤の考え方の一端があらわれている。

恒藤のやや後の講演レジュメであるが、1950年8月10日、大阪中央公会堂での大阪府総務部地方課主催「自治文化講座」でおこなった「文化国家ト地方自治」と題する講演レジュメが残っている<sup>20)</sup>。そのなかに、「文化国家ノ理念ノ提唱ノM o t i v」としてつぎのように書かれている。

国民的努力ノ目標——敗戦ノタメニ元モ子モナクシタ。大小ノ都市ノ大部分ハ戦災ヲ被リ、生産設備ハ七、八割破カイサレタ、海外ノ領土ヲスペチ失ヒ、滅茶々々ニ叩キノメサレタ。虚脱ノ状態カラ徐々ニ立チ上ッタ国民ガ悪夢カラサメタモノノヤウニ、キビシイ現実ヲ直視シナガラモ、日本国家ハ亡ビナカッタ、民族ノ生命ハ不滅デアル事ヲサトリ、過去ノ建国以来未曾有ノ骨身ニコタヘタ経験ヲ空ニスル事ナク生マレカワッテ新シイ国民生活ヲフミ出サウトスルニ当リ期セズシテ文化国家ノ I d e e 二国民的努力ノ輝カシイ目標ヲ見出シタ。

平和国家ノ I d e e ハ敗戦日本ガ否応ナク肯定セザルヲエナイ国家再建ノタメノ I d e e デアッタ。

民主国家ノ I d e e ニツイテモ同然デアル  
侵略的軍国主義トシテノ過去ノ日本ノスガタ

ソレト表裏ヲナス形ノ天皇制中心ノ全体主義、独裁主義

注目すべき点が2つある。1つは、文化国家の理念とは、戦前の国民的努力による所産の致命的喪失にもかかわらず、日本国民が痛苦の経験を空しくせず、「生マレカワッテ新シイ国民生活ヲフミ出サウトスル」ための理念だという指摘である。恒藤は、文化国家の理念は、過去の

日本を根本的に否定する、新生の精神に満ちたもの、国民の精神的再生をめざすものでなければならぬと考えた。したがって、民主国家、平和国家の理念と不可分ということになる。恒藤が、京都よりも多くの戦争被害をこうむった大阪に文化都市の可能性をみたのは、以上のような見地から、大阪市民の新生の革新の精神に期待したからである<sup>21)</sup>。

第2は、恒藤が、平和国家および民主国家の理念は、いずれも「敗戦日本ガ否応ナク肯定セザルヲエナイ国家再建ノタメノ I d e e デアッタ」と指摘している点にかかわる。恒藤は、文化国家の理念にこそ、国民的努力のいっそう高い主体的目標が掲げられるべきだと考えたのである。この点に、恒藤の理想主義の一つのあらわれをみることができる。

ところで、大阪では、1947年に近藤博夫が新しい公選市長として大阪市長に当選した。そのさい恒藤は、「新市長に望む」という一文を雑誌『大阪人』1947年6月15号に寄せ、大阪市のもつべき目標について、つぎのように提言した。

再建され復興されるべき大阪は、以前の大坂とはかなり根本的に異なる新しい大都市的内容を備えたものとして構想されなければならぬであろう。私の考えをこころみに要約すると、「新しい大阪市は健康で文化的な産業都市たるべきである。そして斯やうな性格をそなへた新しい大阪市の建設が、市民の輿論を背景とし、すぐれた構想にもとづいて、公正な民主市政により促進されるべきである。」

恒藤は、ここでは「文化都市」という言葉を使わず、「健康で文化的な産業都市」といっている。憲法25条の表現が採用され、「大産業都市かつ大文化都市」というよりも現実的理念となっている。市長に対する提言であることを考慮して、一定の配慮がなされたといえよう。

ちなみに近藤市長は、最初の市会で、市民の健康、福祉、教育を重視する政策の実現をめざすという趣旨の挨拶をおこなっているが、文化国家、文化都市という言葉は使っていない<sup>22)</sup>。しかし近藤市長は、恒藤がめざした「文化国家」、「文化都市」という理想を嫌ったわけではない。1949年6月1日、大阪市立大学の開学式において近藤市長は、「私達が民主平和の文化国家を

再建致します上に、教育というものが受持つ役割は極めて大きいのであります、殊に大阪市のような古い伝統と優れた立地条件を備えております大都市が、将来共に本当に世界の商工都市、文化都市として立派にその使命を果して行きますには、何としても立派な教育機関を沢山設け、立派な人材を一人でも多く養成せねばならない」と挨拶した<sup>23)</sup>。大阪市立大学が、恒藤によって唱えられ、大阪市長が支持した文化国家・文化都市の理念を背景として設置されたことがみてとれるとともに、近藤市長が大阪市を世界的な商工都市かつ文化都市に発展させることを理想としたこともみてとれる。

しかしながら、この市長の言葉については、恒藤を初代学長とする大阪市立大学開学式の場であったことも考慮し、恒藤の説いた文化国家・文化都市の考え方方が、当時の大阪市や大阪市民などにどのように受けとめられたかは、なお十分な検討を要する問題である。

## 6 生活文化の重視

恒藤の文化国家論は、文化を源泉とする教養の育成を重視するものであったが、同時に日常生活と結合した生活文化を重視するものであった。戦前の恒藤の文化論には、「生活文化」という問題意識はあまりみられない。その問題意識が生まれた重要な契機は、おそらく戦後の新しい事態、とくに憲法、教育基本法などの諸規定であろう。恒藤の、国民生活に密着した文化にまで目を向け、文化国家論を深く、体系的に理念化しようとした態度に注目しなければならない。

恒藤関係資料のなかに、恒藤が1946年9月22日に神戸市役所でおこなった「東西文化ノ融合ニツイテ」という題の講演レジュメが残っている。主催者は不明であるが、恒藤の生活文化論のおおまかな輪郭がわかる。以下、この資料を中心に恒藤の生活文化論を検討したい。

「I 序説」としてつぎのように記されている。

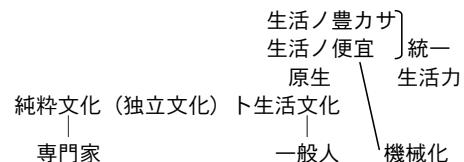
文化国家ノ建設ニオケル大都市ノ使命  
生活文化——日常生活ニシクリ結ビツイ

## タ文化

この講演の主眼は、講演テーマである「東西文化ノ融合」の問題を「生活文化」の次元から述べることにあった。恒藤は「生活文化」を衣・食・住や言語などを内容とする文化としているが、生活文化の特質を「日常生活ニシクリ結ビツイタ文化」と特徴づけている。

レジュメは、「II 東洋ト西洋」、「III 文化ノ生成ノプロセス」、「IV 西洋文化吸收ニオケル主体性」と続くが、IVでは「属国的文化、植民地文化」と記され、生活文化のレベルでも西洋文化受容にあたっては主体性が必要であると考えている。

「V」はつぎのように記されている。



生活文化とは、専門家が産出する「純粹文化（独立文化）」に対して、一般人が日常生活において必要とし、産出する文化と規定しているといえよう。したがって、「生活ノ便宜」が「原生」=基礎となり、かつ「生活ノ豊カサ」をも意味するというのであろう。

「VI」は生活文化そのものの概念である。

生活文化 言語 常識 習俗(礼法)  
衣料 キモノ 食料 タペモノ 器具  
建築(住宅) タテモノ

生活ノ統一 美的感覚 実用性 調和性

恒藤は、生活文化は無形的、精神的なもの（言語その他）と有形的、物質的なもの（衣料その他）からなる全体とみている。メモ的記述であるので推測するほかないが、資料中の「生活ノ統一」の言葉は、生活の統一性が生活文化を特徴づけるという意味であろうか。それが、生活文化の美的感覚を規定し、実用性や調和性を大切にするという意味であろう。恒藤は、「生活」の統一性を重視して、生活文化についてもそれと対応する統一性があるとみたと思われる。

つぎの「V」(VIの誤り—引用者)は、VIの衣・食・器具・住のそれぞれで、東西文化の並

存・融合がみられることを例示している。たとえば、「衣服 帽子、洋服、シャツ、足袋、靴」という具合である。「VI」（VIIの誤り一引用者）では、VIの言語、常識、習俗（礼法）のそれぞれで、東西文化の並存・融合を例示している。「言語（国字改良 Romaji 外国語ノ使用）ペン字（筆）」という具合である。

レジュメの最後には、つぎのように記されている。

交通機関

Democracy

Kultur 創造ト工夫（研究）

協力

これらの言葉は、生活文化と深く関係し、生活文化を規定する要因をあげたものと思われる。ただし、「Kultur 創造ト工夫（研究）／協力」というのは、文化の一領域として、生活文化にも「Kultur」の本質的性格があるという意味であろう。

ここで、恒藤のいう「生活文化」が「国民文化」のなかで占める位置について若干検討しておきたい。前述の1950年8月10日の講演レジュメ「文化国家ト地方自治」には、「文化トハ何ゾヤ」という項目がある。そこに憲法第25条全文を書き記したあとで、次のように記されている。

民族ト文化

中央文化——地方文化 生活文化

恒藤は、民族国家の文化について中央文化と地方文化に区分できるとし、さらに「中央文化——地方文化」と別に「生活文化」を区別できると考えたわけである。恒藤の「生活文化」概念は、このレジュメからも示唆されるように、「中央文化——地方文化」と異なる次元の文化概念であった。恒藤は「東西文化ノ融合ニツイテ」においても、生活文化の統一性を重視したが、そこでは生活文化を構造的に把握する視点は明確でないように思われる。さきに述べた社会集団との関連で文化のあり方を把握する観点は、生活文化論では具体的に展開されていない。むしろ恒藤は、「地方文化」の問題を考察するさいに、地域生活の構造的把握への志向性があったようにみられる<sup>24)</sup>。

ともあれ、恒藤の生活文化論は、「文化国家」概念を積極的に再定義する作業の一環をなし、

新生日本の文化建設に深い理想的拠りどころを与えるようとした恒藤の積極的態度のあらわれであった。

## 7 京都のまちづくりへの提言

大阪に関する恒藤の「文化都市」提言にふれたが、それらは概して簡単なものであった。いっぽう恒藤は、大阪よりも京都のまちづくりにより多くの発言をおこなっている。そこで、恒藤の京都に関する発言を手がかりに、その文化都市論の輪郭をもう少し詳しくとらえてみたい。

雑誌『きょうと』1947年新年号に掲載された恒藤の「十年後の京都は如何にあるべきか？」という文章がある<sup>25)</sup>。京都のまちづくりへの期待を述べた文章であるが、これによって恒藤の都市文化の見方を検討したい。まず、その要点を列記する。

- ① 最初に、交通機関の整備を強く要求している。市の外廓電車網の拡張、南北・東西の地下鉄敷設などである。地下鉄をこの時点で南北・東西につくれといっている。
- ② 大都市としての膨張を抑制せよという。他とはやや異なる内容を含む主張である。
- ③ 図書館・美術館・博物館・公会堂・音楽堂などの文化施設の設置要求。大きいものと同時に市内の各区ごとに簡易図書館、大小の公会堂、映画館などの設置を要求している。拠点主義、大規模施設の一点集中主義と対立する発想である。
- ④ 観光都市の問題。旅館施設は洋式、日本風いろいろ長所を生かせと提案。観光産業の振興を重視している。洛外の景観地域は断然保存せよという。
- ⑤ 住宅問題であるが、住み心地のよい集団住宅などいろいろ要望している。
- ⑥ 医療・保健の主張。
- ⑦ 産業政策。伝統的産業の発展とそのための金融・企業組織の改善、技術教育・技術指導などの細かい注文。同時に大資本による繊維機械工業の維持が必要とし、新しい産業の企画も要望する。京都の高度の学術・文化活動を念頭に置いて出版・印刷業の振興を要求。

- ⑧ 仏教美術館・仏教図書館・キリスト教大会堂などの宗教的文化施設の設置を要求。宗教を盛んにせよというのではなく、いわば文化財施設の充実要求といえよう。文学・芸術・絵画など精神的文化の中核についても注文している。
- ⑨ 民主主義に関わる問題。京都の市政と市民精神の育成に関して、市政の民主化と市民の政治意識の開発・高揚、そのための政治教育が必要だとする。また教育都市をめざし、学校・職場・社会・家庭等における民主主義理念に基づく教育を強調している。

以上の内容からつぎの二点が導き出されよう。

第一に、恒藤の都市論が、京都に対する具体的要望のかたちで表現され、恒藤が都市の物質的文化と精神的文化をどのようなものと考えていたかかなり具体的にわかる。その特徴は、無秩序な大都市への膨張を抑制しつつ、産業、交通、住宅・医療・保険などを充実、発展させ、あわせて広く文化施設を充実させる構想であり、まさに京都市民の広義の文化的生活全体と結びついたまちづくりの提言だということである。ここから、恒藤の都市論においては、産業都市論と文化都市論は不可分の形で結びついていたといえる。市内各区ごとの簡易図書館、大小の公会堂、映画館などの要求には、市民の実際の生活空間への視点もみることができる。

第二に、市民の民主主義的成熟を重視していることである。恒藤は、「今後十年のあいだにおける京都の発展を最も力強く制約するものは京都の市政である」という。恒藤は、京都が民主主義的に革新される必要があると考えていた。そのためには、京都市民の政治意識と市民的教養の成熟が必要だと述べる<sup>26)</sup>。

真に、全市民の利益と幸福とを深くおもんばかり、その維持、増進のために適切な諸方策を着々と遂行することに努めるやうな市政が実現され得るために、何よりも市民の政治意識なり、政治思想なりが開発され、昂揚されて、民主的京都の市民たるにふさわしい教養をもつ人々が、京都における参政権者の大部分を占めるに至ることが最大の条件である。

そのためには、市民の政治教育が必要である

が、同時に恒藤は「人間としての教養の獲得、充実を目指すところの一般的教育から離れて、民主的政治教育がそれだけで如何ほどさかんに行はれたところで、真に効果をあげることは不可能である」と指摘する。恒藤は、文化が教養の源泉、基盤をなすと主張したことは先に指摘したが、ここでは教養と結びついた民主主義、さらに民主主義的政治意識の広い文化的土台形成の importance がいわれている。恒藤は、主体的教養をともなう生きた民主主義の成熟を望んだのである<sup>27)</sup>。

## 8 おわりに

恒藤の文化国家論は、平和国家論および民主国家論と深く結びついていたが、それに従属するものではなく、独自の内容をもつものであった。恒藤は、戦後の諸条件のもとで文化を国民生活の不可欠の一部分とみて、文化国家の発展が民主国家をささえ、さらに平和国家の基盤を強めるという見方に立っていた。

恒藤は、国防国家や殖産工業という形で物質文明に傾斜した日本の近代化のあり方を反省し、新生日本の根本的あり方を示す一環として文化国家の理念を提示したが、国民がその意欲をもつことにある種の確信を抱いたようである。しかし、その国民の意欲が弛緩したのではないかという見方が1957年頃にあらわれる。

1957年3月26日、朝日新聞社講堂でおこなわれた恒藤の「ISS 学生教養講座」での「日本の社会と日本人」という講演レジュメがある<sup>28)</sup>。日本の経済復興がすすみ、「もはや戦後ではない」といわれだした時期である。恒藤は、その言葉と経済復興に言及し、敗戦でおしつぶされた自信の回復の中身に疑問を提起している。レジュメには、「最近における自信の回復／自己反省、自己批判／冷静な客観的科学的批判を要する——根拠ある自信」と書かれている。恒藤は、経済復興による安易な「自信の回復」が、近現代を貫く日本の物質文明に偏った文化のあり方への「自己反省、自己批判」の必要を忘れさせることを危惧し、「根拠ある自信」でないのではないかと指摘したのである。

恒藤がめざした文化国家の建設は、高度経済成長という新しい条件のもとで、あらためて深く考究されなければならなかつた。

注

1. 拙稿「一高時代の恒藤（井川）恭と『向陵記』—若き理想主義的自由主義者の誕生—」（大阪市立大学大学史資料室編『向陵記—恒藤恭 一高時代の日記—』大阪市立大学, 2003年）。
2. 恒藤恭「再建日本と教養の問題」（恒藤『知性の視野』有恒社, 1948年, 所収, 262–264頁）。
3. 同前, 265頁。
4. 黒田勝弘・畠好秀編『天皇語録』講談社, 1986年, 229頁。
5. 同前, 237頁。
6. 大阪市立大学恒藤記念室（以下、「恒藤記念室」と略す）蔵。恒藤恭関係資料については、大阪市立大学学術情報総合センター『大阪市立大学恒藤記念室所蔵資料目録』（2002年）参照。
7. 恒藤恭「國家の何たるかに就て」『講演文化』第4号, 1946年2月, 5–6頁。
8. 恒藤恭「III 文化的本質」（恒藤『知性の視野』95–116頁, 以下「文化的本質」と記す）。
9. 同前, 107頁。
10. 同前, 110頁。
11. 同前, 110頁。
12. 同前, 111頁。
13. 同前, 114–115頁。
14. 恒藤「再建日本と教養の問題」（前掲書, 274頁）。恒藤は、教育基本法第1条も念頭においている（同, 270頁）。
15. 同前, 265頁。
16. 恒藤恭「法律とヒューマニズム」（『ヒューマニズム論』第1巻, みすず書房, 1947年, 恒藤恭『哲学と法学』岩波書店, 1969年, 所収, 295–296頁）
17. 恒藤前掲論文, 265頁。
18. 1982年に中曾根康弘首相は、「たくましい文化の創造」を提唱したが、そのさい戦後初期の「文化国家」の提唱についてつぎのように述べた。「終戦直後、人々は空腹を抱え、トタン屋根の仮住まいの中で、文化国家・福祉国家の道を掲げました。その当時の光景が目に浮かびます。焼け跡に立っての文化国家・福祉国家の叫びは、戦前の日本の軍事優先の考え方や自由を拘束された時代から解放された国民が切望した新しい価値である」。しかし、「当時、国民が直面していた困難の前には、一片の理念や理想にしかすぎませんでした」と、経済復興なくして文化国家なしという見方を述べている。
19. 恒藤は、のちに大阪大空襲の惨禍を永久に伝える平和公園について書いている（「大阪につくって欲しかった『公園の構想』」「大阪人』5巻4号, 1951年4月1日号）。「禍の惨状の最も甚だしい市域の一部分を、幅半キロ、長さ一キロくらいそのまま残存させ、その周囲を鬱蒼たる緑樹の地帯でかこんだ公園」とあり、大都市大阪に必要な公園の一つを平和公園とすることを望んだものであった。
20. 恒藤記念室蔵。
21. 恒藤のかかる見地の積極性と限界の検討が必要であるが、ここではその指摘にとどめる。
22. 大阪市会事務局調査課編集・発行『大阪市会史』26巻, 1988年, 80–82頁。
23. 近藤博夫「大阪市立大学開学式・式辞」（大阪市立大学百年史編集委員会編『大阪市立大学百年史』全学編・下, 大阪市立大学, 1987年, 1102頁）。
24. 恒藤恭「地方文化のありかた」（『四国春秋』1947年1月1日号, 四国新聞社, 前掲『知性の視野』所収）。恒藤の地方文化に関する見解については別の機会に取りあげたい。
25. 恒藤恭「十年後の京都は如何にあるべきか？」『きょうと』第2号, 1947年1月。1946年11月21日の脱稿日付がある。
26. 同前, 9頁。
27. 恒藤は、雑誌『思索』1946年秋季号の「芸術文化における民主的精神」のなかで、「近代的民主主義の根本精神そのものは確固不動のものたるはずであるけれど、各種の文化領域の構造ならびに其の文化の性格の異なるに応じて、民主主義の精神にもとづく民主化のし

かたは、一様たることを得ない」と指摘している。民主主義を観念的に理解する傾向を戒めたものといえるが、文化の担い手集団と文

化の性格にふさわしい民主主義を説いている点に注目したい。

28. 恒藤記念室蔵。

## TSUNETOУ Kyou's "Cultured Nation" and "Cultured City" after the Second World War

HIROKAWA Tadahide

TSUNETOУ Kyou (1888-1967) was an intellectual belonging to the second generation after the Meiji Revolution. He was a jurist, keeping his position as a democrat and pacifist during the Second World War. After the war, he played an important role in spreading the idea of the Constitution of Japan.

It is well known that he insisted on the importance of democracy and pacifism after the war. In this study, it is explained that his democratic ideas formed the basis of his conception of a "Cultured Nation" and a "Cultured City," and that his ideas of a "Democratic Nation" and "Peaceful Nation" were deeply connected with that of a "Cultured Nation." This essay analyses new material.

**Keywords :** TSUNETOУ Kyou, Cultured Nation, Cultured City,  
Democratic Nation, Peaceful Nation